

# 総合事業サービスコード表の取扱いについて

令和6年4月

夕張市保健福祉課介護保険係

## ◆ 令和6年4月以降の総合事業サービスコード表の取扱いについて (主な変更点等)

### 1. 月額包括報酬へ変更 (訪問型・通所型)

○ 1週当たりの標準的な回数を定めている利用者については、月額包括報酬に変更となります。

例えば要支援1で週1回、月4回の利用計画となっている利用者が、利用者の都合で利用をキャンセル(前月から事前にキャンセルが決まっていた場合を含む)し、月3回の利用となった場合においても、月額包括報酬での算定となりますので、利用料は同額となります。

また、要支援2で週1回の利用計画とする場合等も月額包括報酬となります。

※1週当たりの利用回数を定めている利用者については、サービスコード表「イ1週当たりの標準的な回数を定める場合」(月額包括報酬)を採用し、1月当たりの利用回数を定めている利用者については、「ロ1月当たりの回数を定める場合」を採用します。

### 2. 月額包括報酬の日割り請求に係る適用について (訪問型・通所型)

○別表の対象事由に該当する場合、日割りで算定します。

○日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとします。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

### 3. 1月当たりの利用上限について (訪問型)

○1月当たりの回数を定める場合において、1月当たりの上限が回数から単位数に変更となります。

事業対象者・要支援1	月 2,349 単位
要支援2	月 3,727 単位

※事業対象者は要支援1相当の状態像を想定しているため、利用上限は2,349単位とします。

#### 4. 通所介護相当サービス、及び通所型サービスAの併用について

○通所型サービスA（以下、「通所A」という。）の利用可能回数は、通所介護相当サービス（以下、「相当サービス」という。）と同等の取扱いとします。

例えば要支援1の方であれば、同一週に相当サービスと通所Aとを利用計画に組み込むことはできません。

参考例を下記のとおり作成しましたので、ご確認ください。

##### 【週1回とする場合の利用例】

事業対象者・要支援1	1週目	2週目	3週目	4週目
通所介護相当サービス	1回利用	不可	1回利用	不可
通所型サービスA	不可	1回利用	不可	1回利用

##### 【週2回とする場合の利用例】

事業対象者・要支援2	1週目	2週目	3週目	4週目
通所介護相当サービス	1回利用	不可	2回利用	1回利用
通所型サービスA	1回利用	2回利用	不可	1回利用

※1月当たりの利用回数を定める場合は、相当サービス及び通所Aの合計利用回数が事業対象者・要支援1が1～4回、事業対象者・要支援2が1～8回まで。

#### 5. その他（訪問型、通所型）

○支給区分を1月当たりの利用回数を定める場合としている利用者で、利用者の状態の悪化等により利用回数が当初の計画より増加する場合は、月の途中で支給区分の変更はせず、翌月の支給区分から変更してください。

別表

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援 総合事業 ・訪問型サービス (独自) ・通所型サービス (独自) ※月額包括報酬の単位 とした場合	開始 ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)(通所型サービス(独自)のみ) ・区分変更(事業対象者→要支援)(通所型サービス(独自)のみ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・介護予防短期入所療養介護の退所・退院(※1)	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)(通所型サービス(独自)のみ) ・区分変更(事業対象者→要支援)(通所型サービス(独自)のみ)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始
	・利用者との契約解除	契約解除日

	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防 認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登 録開始（※1）	サービス提供日（通 い、訪問又は宿泊）の 前日
	・介護予防短期入所生活介護の入所（※1）	入所日の前日
	・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※1）	入所・入院日又は入所・ 入院日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日